

札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)5月31日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市立学校教育職員退職手当条例の一部を改正する条例

札幌市立学校教育職員退職手当条例(平成28年条例第51号)の一部を次のように改正する。

(1) 第9条第2項中「国家公務員退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加える。

(2) 第17条第5項中「(昭和28年法律第182号)」を削る。

(3) 第21条第4項を次のように改める。

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の教育委員会規則で定める理由によるものである教育職員が雇用保険法第20条第2項に規定するときに相当するものとして教育委員会規則で定めるときに該当する場合又は当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他教育委員会規則で定めるものを除く。)を開始した教育職員その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める教育職員が同法第20条の2に規定する場合に相当するものとして教育委員会規則で定める場合に該当する場合に関しては、教育委員会規則で、国家公務員退職手当法第10条第3項の規定に基づく内閣官房令の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

(4) 第21条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

(5) 附則第12条中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第4項の改正規定及び次項の規定は令和4年7月1日から、同条第11項第5号の改正規定は

同年10月1日から施行する。

- 2 改正後の第21条第4項（同項の事業を開始した教育職員その他これに準ずるものとして同項の教育委員会規則で定める教育職員に係る部分に限る。）の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した教育職員その他これに準ずるものとして同項の教育委員会規則で定める教育職員に該当するに至った者について適用する。

（理由）

雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員退職手当法の改正内容等を考慮して、本市の教育職員に係る失業者の退職手当について国の制度に準じたものとするため、本案を提出する。